

伊 健 後 第 201 号
令 和 8 年 5 月 11 日
(2026年)

公 告

伊丹市長 中田 慎也

下記の書類については、その送達を受けるべき者の住所・居所が不明のため地方税法第20条による書類の送達ができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

送達すべき書類は伊丹市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付するので担当課まで申し出てください。

記

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 1. 送付すべき書類の名称 | 督促状
後期高齢者医療保険料納入額変更決定通知書 |
| 2. 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり
※上記送付すべき書類の名称も記載 |

担当課名 伊丹市健康福祉部保健医療推進室後期医療福祉課

番号	氏名（名称）	送付すべき書類の名称
1	大脇 朝孝	督促状・後期高齢者医療保険料納入額変更決定通知書
2	吉田 正勝	督促状
3	鶴見 憲	督促状